

# 岐阜県暴力団排除条例

## 県民等の責務と条例違反を問われる行為

### 責務 第5条関係

#### ●暴力団員と社会的に非難される関係を持たない

- ・暴力団員が関与する賭博、ノミ行為等への参加
- ・暴力団員との内縁関係や妥当性を欠く養子縁組
- ・暴力団員への歳暮、中元の贈答
- ・暴力団員の冠婚葬祭への出席
- ・暴力団員との旅行、ゴルフ、暴力団員等が主催するゴルフコンペへの参加
- ・暴力団員の主催するパーティ、集会、食事会への参加及び後援会への加入



### 事業者の禁止行為 第15条関係

#### ●事業者が暴力団の威力を利用する目的で利益の供与を行うことの禁止

- ・営業に関するトラブルを暴力団の威力によって解決するために、暴力団員に対し用心棒代を支払うような場合
- ・不動産経営者が、暴力団の威力を利用して地上げをするように依頼し、暴力団員に対し金品を支払うような場合

#### ●事業者が暴力団の活動を助長する利益の供与を行うことの禁止

- ・暴力団に対してみかじめ料を支払うこと
- ・暴力団に対して防弾使用の自動車を製造・販売すること
- ・探偵業者が暴力団の依頼を受けて調査活動を行うこと
- ・暴力団の団体名等でお中元、お歳暮、贈答の受注をすること
- ・暴力団が主催するゴルフコンペに当たって、ゴルフ場がコースを利用させること
- ・暴力団が襲名披露式を行うに当たって、ホテルが会場を利用させること
- ・暴力団の団体名が記載された商品製作の受注をすること  
(例：菓子、飲料水、酒、陶器、カレンダー、バッジ等)

#### ●事業者が暴力団の運営に資する利益の供与を行うことの禁止

- ・事業者が暴力団組事務所の建築・修繕をすること  
等が該当します。

### 不動産業者の禁止行為 第18条、第19条関係

#### ●不動産の譲渡等をしようとする者の禁止行為

- ・譲渡する不動産が暴力団事務所になることを知りながら契約をすること
- ・暴力団事務所になることを知りながら家（部屋）を貸すこと  
等が該当します。

### 特定接客業者の禁止行為 第24条関係

#### ●暴力団排除特別強化地域における特定接客業の営業に関する禁止行為

- ・暴力団員から、用心棒の役務の提供を受けること
- ・暴力団員に対し、用心棒の役務の提供を受けることへの対償として利益の供与をすること
- ・暴力団員に対し、その営業を営むことを容認されることへの対償として利益の供与をすること  
等が該当します。